

市内産業DX推進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、市内の中小企業及び個人事業主に対し、DX推進による業務効率化を支援し、並びにキャッシュレス決済端末等の導入による消費者の利便性向上及び設備投資の増加による経済効果の向上を図ることを目的として、予算の範囲内で市内産業DX推進補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、新発田市補助金等交付規則（昭和33年新発田市規則第10号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 中小企業 次に掲げる者をいう。

ア 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者（以下「中小企業者」という。）。ただし、次に掲げるいずれかに該当する者を除く。

(ア) 発行済株式の総数又は出資価値の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業者以外の企業者をいう。以下同じ。）が所有し、又は出資している中小企業者

(イ) 発行済株式の総数又は出資価値の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有し、又は出資している中小企業者

(ウ) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者

イ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合

(2) キャッシュレス決済端末等 クレジットカード、デビットカード、電子

マネー、QRコード決済その他の現金以外での決済を行うための決済手段であって、一般的な購買に繰り返し利用できるものをいう。

- (3) DX導入型事業 デジタル技術及びデータを活用して、業務の効率化に取り組む事業をいう。
- (4) キャッシュレス決済導入型事業 キャッシュレス決済端末等を導入し、現金以外の方法による決済手段を提供することにより、顧客の利便性向上に取り組む事業をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の対象となる事業は、次に掲げる事業とする。ただし、国、県その他の団体から補助金等の交付を受けている事業は、補助対象としない。

(1) DX導入型事業

(2) キャッシュレス決済導入型事業

- 2 DX導入型事業及びキャッシュレス決済導入型事業は、重複して、それぞれ補助金を申請することができる。ただし、同一の経費について、重複して補助金の申請をすることはできない。

(補助対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 市内に本社機能を有する事業所を有する中小企業者又は個人事業主であること。
- (2) 市税等の滞納がないこと。
- (3) 新発田市暴力団排除条例（平成24年新発田市条例第2号）第2条第1号に規定する暴力団又は同条第2号に規定する暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有すると認められる者でないこと。
- (4) 政治又は宗教を目的とする事業を行う者でないこと。
- (5) 市長が補助金を交付することが適当でないとする者でないこと。

- 2 前項に規定するほか、DX導入型事業に係る補助金については、次に掲げ

る要件を補助対象者の要件とする。

- (1) 自らデジタル技術を調達し、付加価値又は生産性の向上を図ることができ
る I T ベンダー等でないこと。
- (2) 過去に新発田市市内産業 D X 推進補助金交付要綱に基づき市長が交付
する「新発田市市内産業 D X 推進補助金」を受けていないこと。
- (3) 過去に新発田市中心小企業業務効率化推進補助金交付要綱に基づき市長
が交付する「新発田市中心小企業業務効率化推進補助金」を受けていないこ
と。

3 第 1 項に規定するほか、キャッシュレス決済導入型事業に係る補助金につ
いては、次に掲げる要件を補助対象者の要件とする。

- (1) 事業所又は店舗等において、キャッシュレス決済端末等を継続して利用
する意思があること。
- (2) 過去に新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付要綱に基づき市長
が交付する「新発田市キャッシュレス決済導入補助金」を受けていないこ
と。

(D X 導入型事業に係る補助対象経費)

第 5 条 D X 導入型事業に係る補助金の交付対象となる経費（以下この条にお
いて「補助対象経費」という。）は、D X 導入型事業に係る経費のうち、次
の表に掲げる費目ごとに、内容欄に規定する経費であって、交付決定の日か
ら令和 9 年 2 月 2 8 日までに支出した経費とする。

	費目	内容
1	委託費	社外事業者に、新規システム等の開発・導 入・保守等を委託した場合の経費。 【対象外】既存システムの修正やアップグレー ドにかかる経費。ホームページ等の制作・改修 にかかる経費

2	報償費	コンサルタント、各種の専門家等を利用した場合の謝礼
3	ソフトウェア導入費	ソフトウェア、クラウドサービス等を新たに導入・利用をするための経費 【例】出退勤管理システム、電子決済サービスなどの利用料(決済手数料は除く。) 【対象外】汎用性の高いソフトウェア(オフィスソフト等)の導入経費、求人サイト等利用料、ECサイト出店料
4	ハードウェア導入費	ハードウェアを新たに導入・利用をするための経費(補助対象事業に係るソフトウェア等の稼働に必要なものに限る。) 【例】出退勤管理システムの打刻機、電子決済端末などの導入経費 【対象外】汎用性が高く、補助対象事業以外への転用が可能なハードウェア(パソコン、タブレット、プリンタ等)の導入経費
5	消耗品費	DX導入型事業に必要な消耗品の購入費 【対象外】インク類、紙類などの事務用品
6	その他の経費	1から5までに掲げる経費以外の経費で市長が認める経費 【例】設置工賃

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる経費は、補助対象経費としない。

- (1) 現に使用し、又は保有しているソフトウェア、機材等の更新(機種変更を含む。)、増設等にかかる経費であって、業務効率化を伴わないと市長が認めるもの
- (2) 国等が行う施策等により、事業者が義務的に行う必要がある取組に係る

経費

- (3) D X 導入型事業に係る物品の購入又は役務の提供が、当該補助対象者自身からの調達又は当該補助対象者と資本関係若しくは役員等の兼任関係を有する者との取引により行われる経費

3 消費税及び地方消費税は、補助対象経費に含めないものとする。

(キャッシュレス決済導入型事業に係る補助対象経費)

第6条 キャッシュレス決済導入型事業に係る補助金の交付対象となる経費(以下この条において「補助対象経費」という。)は、キャッシュレス決済端末等の購入及び設置に係る経費並びにキャッシュレス決済端末等の利用のための電気通信回路の整備に関する経費であって、交付決定の日から令和9年2月28日までに支出した経費とする。

2 前条第2項及び第3項の規定は、キャッシュレス決済導入型事業に係る補助対象経費について準用する。

(D X 導入型事業に係る補助金の額)

第7条 D X 導入型事業に係る補助金の額は、第5条第1項に規定する補助対象経費の費目ごとの経費に、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)を合計した額とする。

- (1) キネス天王、キネス本田入居企業(新発田市シェアオフィス条例(令和4年新発田市条例第15号)に規定する新発田市シェアオフィスを使用している企業等をいう。以下同じ。)に発注(支払い)をする場合 3分の2
- (2) 市内に本社機能を置く企業等(キネス天王、キネス本田入居企業を除く。)に発注(支払い)をする場合 2分の1
- (3) 前2号に掲げる企業等以外の企業等に発注(支払い)をする場合 3分の1

2 D X 導入型事業に係る補助金は、50万円を上限とする。

(キャッシュレス決済導入型事業に係る補助金の額)

第8条 キャッシュレス決済導入型事業に係る補助金の額は、第6条第1項に規定する補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(その額に千円未満の端数がある場合は、当該端数を切り捨てた額)とし、キャッシュレス決済端末等1台当たり3万円を上限とする。

2 補助対象経費とするキャッシュレス決済端末等の上限の台数は5台とし、補助金は、15万円を上限とする。

(交付申請)

第9条 DX導入型事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市内産業DX推進補助金(DX導入型事業)交付申請書(別記第1号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 キャッシュレス決済導入型事業に係る補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ市内産業DX推進補助金(キャッシュレス決済導入型事業)交付申請書(別記第2号様式)に必要な書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(交付決定)

第10条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請があったときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、市内産業DX推進補助金交付・不交付決定通知書(別記第3号様式)により、当該申請者に通知するものとする。

(交付申請の取下げ)

第11条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助決定者」という。)は、事情の変更等により交付申請の取下げをしようとするときは、市内産業DX推進補助金事業取止め届出書(別記第4号様式)により、市長に届け出なければならない。

(変更交付申請等)

第12条 補助決定者は、交付申請の内容に変更が生じたときは、速やかに市

内産業DX推進補助金変更交付申請書（別記第5号様式）に関係書類を添えて、市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、市内産業DX推進補助金変更交付決定通知書（別記第6号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

3 市長は、補助金を増額する変更交付決定は行わないものとする。

（実績報告）

第13条 補助決定者は、補助対象経費の精算を終了し、DX導入型事業又はキャッシュレス決済導入型事業完了したときは、速やかに市内産業DX推進補助金（DX導入型事業）実績報告書（別記第7号様式）又は市内産業DX推進補助金（キャッシュレス決済導入型事業）実績報告書（別記第8号様式）により、市長に実績を報告しなければならない。

（補助金額の確定）

第14条 市長は、前条に規定する実績報告があった場合は、その内容を審査し、これを適当と認めるときは、補助金の額を確定し、市内産業DX推進補助金確定通知書（別記第9号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第15条 市長は、前条の規定により補助金の額を確定したときは、補助金を交付するものとする。

（補助金の取消し及び返還）

第16条 市長は、補助決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が補助金の交付決定を取り消す必要があると認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した

ときは、市内産業DX推進補助金交付決定取消通知書（別記第10号様式）により、当該補助決定者に通知するものとする。

- 3 市長は、第1項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消した場合において、既に補助金を交付しているときは、期限を定めて、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

（実地検査等）

第17条 市長は、必要があると認めるときは、補助金の交付を受けようとする者又は補助決定者に対し、実地検査を行うことができる。

（補助決定者の責務）

第18条 補助決定者は、補助金の交付年度から5年間、補助対象経費となった物品等（消耗品を除く。）について、貸与又は売却をしてはならない。

- 2 補助決定者は、補助金の交付年度は5年間、補助対象経費に係る帳簿及び証拠書類を保存しておかなければならない。
- 3 補助決定者は、補助金の交付年度から5年間、市長の求めに応じ、補助金の成果等に関する調査及び市の広報活動に協力しなければならない。

（その他）

第19条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

（新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付要綱の廃止）

- 2 新発田市キャッシュレス決済導入補助金交付要綱は、廃止する。